

第6編 他地区からの避難住民の受け入れ

区は、要避難地域に指定された他県または都内の他区市町村の避難住民等について、都から受入地域としての通知を受けた場合は、区が避難住民等を受入れることから、必要な事項について以下のとおり定める。

(1) 受入れ態勢の整備

区は、都知事から、受入地域として本区が指定された旨の通知を受けた場合は、避難住民等の受入れ態勢を速やかに整える。その場合、区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都および関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 避難住民等の誘導への協力

区は、他地域からの避難住民等の避難誘導について、都、警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）および要避難地域の区市町村と協力して実施する。

(3) 避難住民等の救援の実施

区長は、受入れた避難住民等に対して、食品・飲料水の提供等、都知事と連携して救援を行う。

(4) 避難住民等の安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集・提供について、都および要避難地域の区市町村と協力して行う。